

第 50 回道州制特区提案検討委員会開催結果

日 時： 平成 24 年 1 月 26 日（水） 10:00～12:00

場 所： 第 2 水産ビル 3 階 3G 会議室

出席者：

（委 員） 井上会長、河西副会長、太田委員、菊池委員、近藤委員

（事務局） 総合政策部地域主権局 渡辺担当局長、阿部参事 他

（事務局）

定刻となりましたので第 50 回道州制特区提案検討委員会を開催いたします。

本日は、年の瀬も押し詰まった大変お忙しいところ、しかも悪天候の中をご出席いただきまして大変ありがとうございます。

前回 10 月 19 日の委員会におきまして第 50 回の開催時期につきましては、今月中旬から下旬ということをお願いしておりましたけれども、先日の衆議院選挙、急な解散ということもあって、道議会の会期が大幅に遅くなったという事情もありまして、このような時期になったことを初めにおわび申し上げます。

それでは井上会長、議事の進行についてよろしく願いいたします。

（井上会長）

先程、定足数に達しているかどうかを確認したのですが、7 名中 4 名出席していれば定足数に達しているということでもあります。今日は、天候の問題もありまして交通機関の遅延ですとか、インフルエンザが流行っていて、委員の先生も風邪をひかれているということもありまして、なかなか集まり具合が良いとは言えないのですが、一応定刻になりましたので、始めさせていただきたいと思います。

今、局長から話がありましたように、前回開催されたのは、この場で 10 月 19 日で、まともや 1 ヶ月・2 ヶ月猶予の期間が空いたということで、先生方におかれましては勘を取り戻すのも大変だと思いますけれども、これからの審議に当たりましては、よろしく願いしたいと思います。

本日は、前回の委員会で第 1 次整理を行った観光振興分野に関わる分野別審議のほか、道民アイデア(新規分)のうち、農業振興分野に関わる第 1 次整理などが議事として予定されております。これは最初の議事次第に書かれているとおりであります。

また、同じ議事のところで、「(3)その他」において事務局から説明事項が予定されているということでもあります。

なお、本日の委員会では、12 時を目途に進めてまいりたいと思いますので、委員の皆さん方のご協力をよろしく願いいたします。

ただ今、事務局から説明がありましたように、前回の委員会から少々時間が経っておりま

すので、前回委員会の審議結果について、簡単に確認をしておきたいと思います。お手元に配付されております資料1をご覧くださいと思います。道民アイデア、道民の皆さん方から上がってきておりますアイデア等の審議事項については、この表の一番下の欄をご覧ください。前回の第49回委員会では、バイオマス関連の分野別審議で事務局からバイオマスに関連する6項目の道州制特区提案検討事項の詳細な説明を受けたところであります。それに対して皆さん方からのご意見やご質問をいただきました。結論といたしましては、本件は道において庁内的な整理の過程であることなどから、分野別審議を継続することになっておりました。

また、ここに書いてある46件の新規の道民のアイデア・提案につきましては、その中から観光振興分野の6項目について第1次整理を行いました。その結果、「第3種旅行業者の登録要件等の緩和」というアイデアを更に精査した「第3種旅行業者の募集型企画旅行実施区域の緩和」という項目と「広域観光圏の指定権限の移譲」の2項目については、道州制特区提案に結び付く可能性があることから、今回の委員会でも引き続き分野別審議で提案に向けて検討を深めていくことにいたしました。

他の4項目については、一旦検討を終了するという整理をさせていただきました。

なお、本日の議事には、バイオマス関連の分野別審議は予定されておりませんので、その状況について事務局からご説明をいただき、その後、本格的に議事に入っていきたいと思っております。

事務局、よろしくお願いいたします。

(事務局)

先程会長からお話ございましたように、前回の委員会におきましてバイオマス関連につきましては、庁内整理の過程にあるということで、次の段階では方向性を出していきたいということを事務局から説明をさせていただいております。

この件につきましては、引き続き調整に時間を要しておりますことから、本日の議題の中には含めてございません。調整が付き次第、本委員会におきましてご審議いただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(井上会長)

よろしいでしょうか。

菊池委員もまだおられませんけれども、そういう情勢なのでやむを得ないと思います。

議事1の「観光振興分野の分野別審議」について、入っていきたいと思いますが、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、観光振興分野についてご説明いたします。

資料 2-1 と 2-2 に基づきまして、本日の審議テーマでございます「第 3 種旅行業者の募集型企画旅行実施区域の緩和」、それと「広域観光圏の指定権限の移譲」の 2 項目について前回委員会の後、事務局で収集・整理をいたしました情報や課題のご説明をいたします。

最初に、お手元の配付資料について確認をさせていただきたいと思っております。

資料 2-1 のメリ・デメ表といわれているもの、資料 2-2 は、数ページに及びますが、このうちの 2 ページ目から 6 ページ目の資料については、こちらの提案内容を確認しながら審議を進めていくために前回委員会と全く同じ資料を再度お配りしております。

資料 2-2 の 1 ページ目は、A3 版を折りたたんだ表になってございますが、こちらの一枚物と、後ろの方に付いている 7 ページ目・8 ページ目については、今回新規で説明する内容ということでお配りをした資料でございます。その辺をご留意いただければと思います。

それでは、「観光圏の認定権限の移譲」からになります。資料 2-2 の 1 ページ目に「道州制特区提案に係る道内観光関係団体等の意見等について」という資料が付いてございます。この表が、本日の委員会で一番メインになる資料とお考えをいただければと思います。

前回委員会の後、11 月上旬から 12 月下旬という約 1 ヶ月を駆けまして、今回の分野別審議の対象となっております、表では(1)と(2)と表記してありますけれども、「(1)観光圏の認定権限の移譲」と「(2)第 3 種旅行業者の業務範囲の拡大」、つまりは募集型企画旅行実施区域の緩和という、この 2 項目につきまして、道内の観光関係団体等に、ヒアリングとか文書照会というかたちでご意見をお聞きしまして、その結果をこの表にまとめているところでございます。

念のために、(1)と(2)の道民アイデアの概要をもう一度確認をさせていただきます。(1)につきましては、「観光圏の認定権限の移譲」です。法的に言いますと、観光圏整備法第 8 条第 3 項における国交大臣の観光圏整備実施計画の認定権限がございまして、これを道に移譲、また、観光圏認定に伴いまして財政支援措置、簡単に言うと補助金ですが、こちらの財源を道に移譲することを求めるということがひとつでございます。

(2)の提案アイデアにつきましては、「第 3 種旅行業者の業務範囲の拡大」でございます。現在、第 3 種旅行業者が募集型企画旅行を実施できる区域は、旅行業法施行規則第 1 条の 2 の第 3 号によりまして、営業所がある市町村及びこれに隣接する市町村の区域、並びに観光庁長官が定める区域、現在では離島地域とか半島地域が特例的な措置として、この観光庁長官が決める地域に含められていますが、こういった区域内に限定されているということでございます。そこを本道の地域事情や観光事情等を勘案した地域設定、具体的には拡大になりますけれども、そういったものができるように、観光庁長官の区域設定の権限を北海道知事に移譲することを求めていますかどうかというものです。

以上の 2 点が道民アイデアでございました。

なお、この 2 つの提案を、資料をコンパクトにするために 1 枚の表にまとめているところですが、この表の(1)と(2)は、あくまでも別々の提案でございますので、混同されないようにご注意をお願いできればと思っております。

まず、今回こちらの表の「種別」欄に掲載のとおり、今回聞いた対象団体は、全道エリアを対象としております観光団体 1 団体、あとは旅行業関係の 2 団体、道内で広域観光圏認定を受けている 6 つの協議会がございますが、こちらの計 9 団体にヒアリングや文書照会を行ったところでございます。

これら 9 団体に対しまして「(1)観光圏の認定権限の移譲」については、①②③で表記しておりますが、「①道への権限移譲によって本道の観光にどのようなメリットが考えられるか」、「②道への権限移譲によって本道の観光に何か重大なデメリットが生じることは考えられるか」、「③現時点では、道への権限移譲についてどう考えるか」、こういった 3 項目についてお聞きをしております。

「(2)第 3 種旅行業者の業務範囲の拡大」については、質問は一本で、「国から道への権限移譲による第 3 種旅行業者の業務範囲の拡大の是非について、現時点ではどう考えるか」、といったことをお聞きしております、その回答をまとめているところでございます。

まず、「(1)観光圏の認定権限の移譲」という提案テーマについて、各団体のご意見をご紹介させていただきたいと思えます。

一番上の観光団体のところですが、本道を代表する観光団体にヒアリングをさせていただいております。この団体が実際に道内の観光圏に構成団体として直接参画するとか、そういった直接のつながりはないということございまして、一部観光圏と事業連携する程度に関係しかないということでございます。今回この団体からは、あくまでも一般論としてのご意見にとどまっておりますが、そういった意見をいただいております。

この表に書いてございます①のメリットにつきましては、観光団体からは、国の出先機関、具体的には北海道運輸局でございますが、これが札幌市内にあるので、道も札幌市内にございますが申請者の負担は、余り変わらないのではないかと、というご意見でございました。ただ、各振興局で手続きが可能であれば、14 ございますので、申請者のメリットにもつながるのではないかと、ただし、メリットがあるといってもその程度、という表現をされております。

②のデメリットにつきましては、重大なデメリットはないけれども、財政支援の財源まで道に移譲されるかどうかは不安、また、道への権限移譲によって、漠然とですけれども国とのつながりが切れてしまわないか不安であるということです。普段から色々と定款の変更とか補助金のノウハウとか、そういったものの情報提供を受けているということで、そういったものが切れてしまわないか不安だということをおっしゃってございました。

結論としまして 3 番目、その移譲の是非についてどう考えますかということです。先程申し上げましたように一般論的な話なものですから、団体としては、権限移譲の是非については何とも言えません。ですから是非 6 観光圏の地域の方に行ってお話を直接聞いていただいた方がよろしいのではないかと、というお答えでございました。

次に旅行業関係の団体からの話でございます。こちらの旅行業の関係につきましては、(1)ではなくて、後で説明しますが、「(2)第 3 種旅行業者の業務範囲の拡大」の関係でお聞

きすることがメインでヒアリングをしております。どちらかという、(1)の観光圏認定については、ついでの話ということでお答えをいただいた感じでございます。

この中では、観光圏認定のメリットは補助金ということです。その補助金が確保されるということであれば、知事に権限移譲しても良いのではないかと、ということが一般的な話としてございました。

そしてメインになります最下段の道内 6 観光圏協議会につきましては、こちらに書いてありますが近隣の 3 団体にヒアリングをしまして、遠方の 3 団体には文書で照会をさせていただきました。こちらのそれぞれのお答えについてご紹介をいたします。6つの団体を特定できないように、全部をひとつの欄にまとめて賛否両論をそのまま書いてございます。

まず、①のメリットにつきましては、権限移譲に伴うメリットはないというご意見がございました。それは、先程の観光団体と同じように、基本的に道運輸局との関係で観光圏認定の手続きは完結するものですから、特にメリットはありませんということでございます。

地域でも、先程の振興局でという話もありましたが、運輸局も運輸支局という出先機関が7つございます。ナンバープレートにある文字のとおり7つございます。そこが機能しておりまして、権限移譲に伴って振興局が身近な窓口になるといったメリットは特にないというお答えがございました。

そして賛否両論でございますけれども、もうひとつポジティブな回答としましては、一般論ではございますが、北海道の観光振興施策に観光圏がしっかりと位置付けられることで、観光による地域経済と雇用の再生が図られることが期待できるのではないかと、ということでございました。

もうひとつは、札幌以外の地域であれば振興局に窓口が広がれば利便性は高まるのではないかと、こういった賛否両論がございました。

次に②のデメリットでございます。これも色々なご意見をいただいております。まず、後程詳しく説明をいたしますが、国は平成 25 年度から新観光圏制度をスタートさせる予定でございます。日本を代表するようなブランド観光圏を形成し、重点的に財政支援の措置の対象とする方向であるということで、財源を伴わない道への権限移譲になるおそれがあるのではないかと懸念がございました。

もうひとつは、道への権限移譲によって、先程の観光団体のご意見でもご紹介しましたけれども、観光圏以外の国の支援や配慮等が薄くなってしまわないかという懸念、具体的に申しますと、観光圏の財政支援措置以外にも、国は観光立国ということで「ビジットジャパン事業」、たくさん外国人観光客の来訪を促進していきましょうといった事業とか、外国人向け案内看板の整備など、地域の受け入れ体制整備を補助しますとか、そういった色々な施策を観光圏への支援策以外にもやっています。そういったものについても、観光圏に重点的に情報を提供するという実態がございまして、そういったものがなくなってしまうのではないかと懸念がございました。

あとは、実質的に審査機能が道に移譲されても、結局、国と道に分かれてしまっ

の事務量が増えてしまうのではないかという懸念もございました。

以上が、どちらかと言うとネガティブな、デメリットでございます。

ニュートラルなお答えとしては、デメリットもないけれども財源が伴わないと観光圏の認定権限を移譲するメリットもない、というお答えもございました。

最後に、③の権限の移譲の是非についてどう考えますかということです。まず、いくつかの観光圏から、道への権限移譲について否定的なご意見がございました。先程も少し触れましたけれども、道への権限移譲によって観光庁との関係が切れることで、国の各種施策の優先採択・配慮等が受けられないのではないかという懸念があるということです。また、道が財源移譲を受けても道内全域を道が平等に扱うことに主眼を置くのではないか、お客様目線とか全国的な視点からの重点配分、こういったことができないのではないかという懸念。自分たちは、ある程度先進地という自負があり、そういう意味では道に移譲すると全道平均的に流されてしまうのではないかということです。国であれば重点的に我々に配分してくれるというようなことが本音にあるようでございます。

日本の顔となるブランド観光地域を支援していくという新観光圏制度の方向性と、道に認定権限を移譲することとの整合性が取れているのかという疑問がございまして。また、先程から申し上げておりますように、ネガティブと言いますか、必要性を感じない、移譲によるメリットは考えられないので必要性は感じませんという否定的な意見があります。

中立的な見解は、こういった重たい仕事を道に持ってきて大変になりませんか、という本当にニュートラルな話もございました。

一応、観光圏の6つの団体からこのようなお答えが寄せられております。

先程、新観光圏制度が25年度から始まると申し上げたことについて、ご説明をいたします。

今回、各団体にヒアリングを行って行く中で、国が平成25年度から観光圏の新制度をスタートする予定ということが新たに分かりました。このことが、この委員会での今後の検討の重要な要素になるのではないかと思いますので、現時点で、国では余り情報を公表しておりませんので、現時点で知りうる範囲でご説明をしたいと思います。

国は、観光圏など各地域に対しまして、新制度の説明会を行ってございまして、今年度で観光圏制度は5年を経過していること、観光立国推進基本法に基づき国が定める観光立国推進基本計画、これを3月に閣議決定したという事情がございまして、これまでの成果と課題を踏まえて観光圏の認定基準になっている観光圏整備法の第3条の基本方針を改正いたします。これにより、来年度から新観光圏制度をスタートさせるというものでございます。

基本方針の改正により観光圏の区域設定要件に生活圏の視点を加えたり、観光圏のマネジメントを担う中核組織として、法人格を有する観光地域づくりプラットフォーム、資料2-2の6ページ目でございますのが、観光地域づくりプラットフォームのイメージ図ですが、こういったものを、今度は観光圏にするときに、今は必須要件ではないのですが、法人格を有するプラットフォームを必ず設けなさいというように、認定要件のハードルが上がって

いくというようなことが聞こえてきております。

現在の認定を受けている計画期間は、それぞれ概ね 5 年間の計画期間を設けているのですが、その残期間ということになります。しばらくは経過措置でそのままいられるということ。旧観光圏としては、財政支援を除く支援措置はそのまま受けられるのですけれども、いずれ新制度下で観光圏認定を受けるか否か、各地域によって判断を迫られているという状況になってございます。

資料 2-2 の 4 ページ目に、本年 4 月 1 日時点で全国に 49 観光圏があるということをお示ししております。ネット上を見ますと全国各地で、構成市町村の組換えも含め、またプラットフォームを設置するための人員とか財政負担をどうするかということで、新制度に移行するのか、又は経過措置で様子見を決めるのかというように、各地で真剣な議論が行われているという状況でございます。

道内観光圏もこの秋一斉に総会などでこういった議論を行っているところでございます。現在、既にプラットフォームを設置して国の財政支援を受けている観光圏というのが、道内 6 つのうち 3 つあります。そこは既にプラットフォームを有しておりますので当然、新制度に向かって準備を進めていきますという様子であります。他の補助を受けていない、プラットフォームを持っていない観光圏は、経過措置を活用して様子を見ましようかということになっていると、ヒアリングで伺っております。

また、資料 2-2 の 7 ページ目でございます。観光庁の平成 25 年度予算概算要求の概要から抜粋をいたしました。これによりますと国は、新観光圏制度の下に新たな財政支援制度、「観光地域ブランド確立支援事業」を検討中ということでございます。

政権交代もありまして、国の来年度予算がどうなるか分からないということもございませうが、この概算要求資料を見ますと国内外から選好される国際競争力の高い魅力ある観光地づくりを促進するため、地域独自のブランドの確立を通じた日本の顔となる観光地域の創出に向けた取組み支援といったことから、お分かりのとおり、国は、新観光圏がプラットフォームを構築するということは既に観光圏認定の要件になっておりますので当然でございますが、この新観光圏の中から全国的な見地、更には海外からの目線で日本の顔となる「ブランド観光地域」といったものを絞り込んでいく。そこに重点的に財政支援を行っていくという考えでございます。

観光圏の数が多すぎるといった批判ですとか、民主党政権下で平成 23 年度の事業仕分けで観光圏の予算は半減をされております。こういった多くの課題があるということで財政支援措置を含めた制度改正によって、今ある観光圏を「ブランド観光地域」と呼ばれるものに絞り込んで重点的な支援をしていこうというのが、今の国の方針でございます。

このような大幅な制度改正が来年度に控えているということで、全国的な見地・海外からの目線で選択を行っていくとされる補助制度の財源移譲を道が国に対して求めたとしても、国はこれを認めないのではない、また、逆に認定の権限だけが移譲され、財源は移譲されないおそれがあるのではないかというのが、各観光圏が示された懸念でございます。

それでは、この「(1)観光圏の認定権限の移譲」に対する道内6観光圏協議会の意見を統括してみます。まず、観光地域にある国の出先機関、先程申し上げました7つの運輸支局がございますので、メリットということで資料2-1のメリ・デメ表で前回は、申請の窓口が近くなるというメリットがあるのではないかということをお願いしましたが、余りこういったメリットにはつながっていかないというのが地域の認識でございます。

権限移譲について、重大なデメリットがあるとは明確には言えないとしながらも、先程説明しました平成25年度からの新観光圏、また新補助制度の下では、財源を伴わない権限移譲で終わるのではないかと、また観光圏以外の国の支援・配慮等が受けられなくなるのではないかと懸念があります。これらを総合的に判断すると道への権限移譲について各観光圏は、どちらかというとな否定的な見解が強いのかなというようなことです。ヒアリングを行った印象としてはそういうところでございます。

ただ、これは国の新観光圏制度の詳細がはっきりと見えない中での状況でお聞きをしております。事務局としても、地域へのメリット・デメリットがどうなるかということについて、正確な情報を提供できずに、各観光圏にご意見を求めていますので、あえていただいたということで、お許しいただきたいと思っております。まだ国の情勢が見えていないという中でアンケート調査でございます。

したがって、本件について、このような状況を踏まえた上での検討が、今後必要ではないかと思っております。

一応、「(1)観光圏の認定権限の移譲」については、以上でございます。

引き続きまして「(2)第3種旅行業者の業務範囲の拡大」について、ご説明をいたします。

今度は、旅行業法関係の話になります。A3版の資料、資料2-2の1ページ目の表をご覧ください。これの一番右側の欄でございます。

この度、各団体に対しまして、国から道への権限移譲による「第3種旅行業者の業務範囲の拡大」、つまり、募集型企画旅行実施区域の拡大、この是非について、現時点でどう考えますかとお伺いをしまして、そのご意見をまとめております。上の方から順番にご説明をいたします。

一番上の観光団体でございます。この団体の中に会員といたしまして旅行業者も多数加盟しております。ただし、この観光団体自体は旅行業登録を行っておりません。直接旅行業に携わっているわけではないということです。見解としては、「当団体が直接タッチできる問題ではありません」というお答えをいただいております。

ただ、そうしながらも、一般論として、「印象としては、第2種から事業圧迫だ」という意見があると思われる反面、「旅行者の選択肢が増える」というお答えがありました。

また、「他業種から副業として第3種旅行業を登録しているケースも多く、旅行業専門の事業者とは質が違うので、様々な意見がある」というご意見をいただいたところでございます。

次に、この提案について最も利害関係の深い旅行業関係団体の2団体にもヒアリングを

させていただきました。この表にお示したようなご意見をいただいております。

まず第 3 種の業務エリアを拡大すれば、消費者保護の面でその分のリスク増大は確実にあるという指摘でございます。また、現行の営業保証金額での責任やリスクを考えると、第 3 種の業務エリアは隣接市町村までが現実的ではないかといったご意見、このような消費者保護等の観点から提案内容については、否定的なご意見をいただいております。

メリ・デメ表、資料 2-1 の 1 ページ目でございます。「事実関係等の整理」の欄の上から 2 つ目のところですが、ここの②に、旅行業の登録を受けるには、一定額の営業保証金を供託するか、又は旅行業協会へ加入し正会員となり、営業保証金の 5 分の 1 の分担金を協会に納付することが義務付けられているという、旅行業登録のための要件が書いてございます。この度、ご意見を伺ったこの 2 団体は、この分担金を各正会員、つまり旅行者から集め、これを弁済業務保証金というかたちで一括して供託し、正会員である旅行者に債務不履行があった場合に、債権者である旅行者にこの供託金の保証金の中から弁済をするという制度を担う立場にございますので、どうしても財産的に比較的基盤の弱い第 3 種旅行者の業務を拡大することに対しましては、現在の保証金制度を前提にすれば消費者保護の面で問題が生じるリスクは高くなるので、このような規制緩和はやめた方が良いのではないかという見解がどうしても出てくるということでございます。

また、恐縮ですが資料 2-2 の 1 ページ目の表に戻っていただきます。旅行業団体からの 3 つ目のご意見といたしましては、提案の趣旨は、現行制度の範囲内で対応可能ということでございます。具体的にいうと、第 3 種旅行者が制限されている区域を越えて募集型企画旅行をしたければ、第 2 種旅行者との連携、具体的には委託契約を結んで受託販売というかたちで実施が可能で、無理に第 3 種旅行業の業務範囲を拡大する必要はないのではないかという意見でございました。

次に、観光団体の方からも同じ趣旨のご意見がございましたが、旅行業団体から、第 3 種の旅行者は様々な業種があるので、拡大を望む事業者がいる反面、必要性を感じない事業者もいるのではないかということです。最近では、第 3 種旅行者登録を取得する業種が大変幅広くなっているということもお聞きしました。ホテル事業者、バス会社、外国人観光客を獲得しようとするペンション等の事業者、そういった方々が自分のお客様のために副業的に旅行業登録を取得をするという傾向が強い。また地域の観光協会などが、自ら着地型観光の企画・販売のために取得をする。従前からの旅行業専門の事業者だけでなく、今、様々な業態が第 3 種旅行業にいますので、この提案に対しても様々な意見があるだろうという見解でございました。

また、第 3 種旅行者の業務エリアを拡大すれば、当然に第 2 種旅行者の業務範囲と競合する部分が出てきて、第 3 種に比べますと約 3 倍の営業保証金とか基準資産とかを積んで旅行業登録をし、大きな仕事をしている第 2 種の立場からすれば、第 3 種が同じ仕事をできるよう規制緩和をすることについては、当然反対意見が出てくると考えられるというご意見でございました。

ただ、今ここの2つの団体にお聞きした前提といたしましては、第3種旅行業者の業務範囲をどこまで広げるかという具体的な区域設定については、区域設定の権限を国から道に移譲してもらって道が本道の地域事情に応じて自ら判断、決定することについてどう考えますかというお伺いをしています。このような一般的な聞き方をすれば、道内全域までの業務エリア拡大という可能性を含んでいることとなりますので、当然、そこは第2種の仕事と競合するという指摘がされる結果となっているということには留意が必要かと思えます。

つまり、このような聞き方をされますと、各団体としても、一般論として回答するしかないということで、次のステップとしてそういった具体的な拡大区域の例示といったものも必要なかといったことも検討の余地があるのではないかと考えております。

最後に、この提案(2)に対します道内の6観光圏協議会のご意見についてご紹介をいたします。

ひとつの観光圏からは、(地域経済の再生等が)「地域資源を最大限に生かすことで達成されることは、本道にとって権限移譲は大いに意義があるかと思う」という意見がございました。こちらの観光圏は、実際に第3種旅行業登録を取得、それも第3種にしたというのは資本的な理由からということで、財政的に第2種は取れないという状況で第3種になっているらしいのですけれども、実際に先程ご説明しましたプラットフォームを立ち上げて、実際にお客様のニーズに対応できるように地域発の着地型観光の販売などに取り組んでいるところでございます。

この観光圏は、どちらかという全道まで区域を拡大した方がお客様にとって合理的ではないかということで、この提案については非常にポジティブな受け止めをしているところでございます。

もうひとつの観光圏からは、理想は道内全域まで拡大して欲しいけれども、ただ、実際に第2種からの強い反発があるのは必至なので、現実的には自分たちの観光圏まで可能になれば良いという考え方。観光圏内であっても隣接しない市町村であれば、現行制度では募集型企画旅行は認められておりませんので、そこを埋めるぐらいの制度設計を考えていただきたい、それによって観光圏のメリットも増えるということでした。この団体は、実際に第3種旅行業を取得してしまして、募集型企画旅行をやっています。

また、第2種との連携はどうかという話をした中では、実際に第2種との連携とはできるけれども、手間がかかったり、その割にマージンの関係と言いますか、利益が上がらないことがありまして、なかなか話が進まないの、自分たちでやりたいということでした。

3つ目の観光圏は、ここはプラットフォームも無く旅行業の登録も受けておりません。一般論としてお答えいただいております。どういう商売になるのかは正直分からないけれども、否定的な印象はありませんということです。観光圏の範囲に限定などがあれば大手との競合も影響はないですし、第3種の自立を考えれば、業務範囲の拡大は悪い話ではない、というお答えでございました。

同じ観光圏でも中には第2種の旅行業をお持ちになっているところがございます。第2種を持っていると、道内どこでも募集型企画旅行ができますし、更には国内どこでもができます。そういった立場から道が権限移譲を受けてどこまで地域事情などを勘案して区域を広げるのか分からないので、正直どちらとも言えないというニュートラルなお答えをいただいております。

今、お話ししたとおり、必ずしも道内の観光圏の全てが第3種旅行業登録ではありません。第2種のところもございますし、持っていないところもございます。先程ご説明したとおり道内には、第3種旅行者、昨年度末で124事業者がおります。幅広い事業者が参入しているということで、私ども当事務局としても関係事業者をまとめたり把握しているわけでは決してございません。あくまでごく一部の観光協会などから、ご意見をお聞きしたという結果でございますので、その点をご理解いただきたいと思います。

ただ、実際にお聞きしますと、この度の提案の趣旨については、小さいながらも地域におけるニーズは確実にあるということが分かったということでございます。

ちなみに、先程説明をいたしましたプラットフォームですけれども、実はこのプラットフォームを構成して補助金を受けるときの要件といたしまして、国の方でも旅行業を取得することを原則としております。先程のポンチ絵にも書いてありましたとおり、着地型の旅行商品を販売するためにこのプラットフォームを作って一元的な窓口を構成することを条件にしておりますので、道内6つの観光圏に話を聞いたのは、逆に言えばこういう話は必ず出てくるであろうという想定の下で、実際に地域でこういったニーズはあるのかどうかということ、先程の観光圏認定権限の移譲の話とともに、直接お聞きさせていただきました。ただ、先程申し上げましたとおり道内の第3種旅行者全ての意見ではないですし、業界全体の意向等を把握しているわけでもないということではありますが、ただ、地域においてはこのようなニーズは必ずありますというお話を最後に留意していただければと思っております。

説明が長くなりましたけれども、総括といたしまして、第3種旅行者全体の意見の把握は難しいのですが、現時点では、地域の担い手である各観光圏にしか意見を聞いていませんけれども、小さいながらもニーズはあるということは分かりました。ただ、弁済の保証金制度を預かる旅行業団体の立場からは、(2)の提案の趣旨は、第1種・第2種旅行者との連携によって現行制度でも対応は可能だし、その上、消費者保護の観点から、また第2種旅行者との競合問題などから、第3種旅行者の業務範囲拡大には、旅行業の団体としては反対の意見が明確になっております。賛否両論ということろは、はっきりしたところでございます。

ただ、今回ヒアリングでお聞きした内容は、道がどういう範囲の拡大をするのかという具体的な区域を明示しないで、権限移譲された後に道が決めるということでヒアリングをやっていますので、最大だと道内エリア全部OKという判断を下せるわけですから、そういった可能性を含めた聞き方をしております。是非を判断できないとか、第2種との競合が問題

視されたのは、そこに理由があるのかなと思っております。

したがって、今の提案は、業界から反発が出ることは必至であると考えられます。また、このまま仮に権限が道に移譲されたとしても、この線引きをどこにするのかというのは、実際ものすごく利害関係も絡みまして、重たいものになるのではないかとということにも考えられます。

今後の論点といたしまして、もうワンステップ踏み込みまして、権限移譲後の具体的な区域設定を例示して国への提案はできないかといったことも検討の余地があるのではないかと考えられます。

例えば、その例示のひとつとして先程ご説明したとおり、実際に一部の観光圏においてはニーズがあるということ、また、第2種旅行者との競合の可能性があること、消費者保護のリスクが一定程度制限できること、観光圏制度との整合性ということで、第3種旅行者の業務範囲の拡大のエリアを、観光圏の区域内で考えてみるといったことも合理性があるのではないかと考えているところでございます。

その他にも色々な区切り方があるかと思いますが、ひとつの例としてそういった何か明確な基準を決めた提案をしないと、今のままですと第2種との競合ですとか消費者保護の問題から、業界とぶつかることが必至ということが分かったところでございます。

確かに、国の方では観光圏のプラットフォームを作って旅行業を取得しなさいと勧めています、第何種を取得しなさいとは言っていません。ただ現実問題として1千数百万円が登録にかかる第2種と、600万円ぐらいで済む第3種とでは、どうしても各地域では財政的な基盤が脆弱なので、第3種に流れていくといったことがございます。

時間が長くなりましたのではしよらせていただきますが、資料2-2の8ページ目です。これは、1つ目の提案とは直接というかたちではないのですが、関連するということです。提案検討委員会の第36回目で旅行業の取得要件を緩和したらどうかという話がございましたが、国の方で、12月14日に旅行業法施行規則の一部改正を行いまして、第3種の更に下のカテゴリー、「地域限定旅行業の創設」と書いてありますが、地域限定旅行業を創設いたしました。

営業保証金100万円、基準資産100万円ということで、いずれも第3種旅行業の登録要件の3分の1の金額になってございます。そういう意味では参入がしやすくなったということです。要件緩和・消費者保護のことを考えますと、ある意味限界まで下げたのではないかと考えられます。

ただし、実際にできる業務範囲にはかなり制限がございます。まさに今回の第3種旅行者の関係でも話題になっております隣接市町村までの限られた範囲内であれば、募集型企画旅行も受注型企画旅行も手配旅行も全て可能ということです。ただ、手配旅行などは、チケットはこの外に行くものは売れないということで、例えば、飛行機のチケットは売れない、そういった限定をされたものです。実は、募集型企画旅行は第3種と同じことができることになっております。こういう意味からすれば、第3種も（先程のように）消費者保護が問題

とも言われておりますが、国が更に下のカテゴリを作って規制緩和をしているということを考えれば、提案の方向性としては、(第3種旅行者の業務範囲についても)もう少し広げる余地はあるのではないかと感じられるところでございます。

もう1点は、第3種旅行者の募集型企画旅行もそうだったのですが、事前収受金は20%という制限を受けておりました。申込金では満額は取ってはいけません。20%までということでありました。この制限が今回撤廃をされました。一度、事前に受け、残っている部分を更にお金をいただくというのは非常に事務的に煩雑ということです。あとキャンセルの問題等もあったかと思えます。実際にある観光圏協議会からは、これを撤廃して欲しいという要望がございましたけれども、今、国で検討していますというお答えをさせていただきました。実際にこれが12月14日に改正されて、4月1日から撤廃されることになっております。

大変長くなり恐縮でございます。以上でございます。

(井上会長)

ありがとうございました。

ただ今、事務局から説明がありましたけれども、何かご意見・ご質問があったらお出しいただきたいと思えます。

今かなり速いペースで説明いただきました。ポイントを得た説明だったと思えます。事前に各委員の先生方には、今の話の趣旨というのは伝えてあるのでしょうか。

つまりここでは、皆さん方が基本的にお分かりいただいたという前提で議論を進めていって良いのでしょうか。

(事務局)

資料の方は事前にお送りさせていただいております。

(井上会長)

では、先生方の感想でも結構ですので、基本的なところから、この辺りはどうなっているのかというようなところも含めてご意見、あるいはご質問をお出しいただきたいと思えます。

お考えいただいている間に1点、2点確認です。

例えば資料1のところに観光振興で〈観光業振興〉というところがあって、分野別審議をしているということで2つ〇印がついていて、今日ここでやっていることなのです。そのところに記述してある2つのタイトルと個々の今ご説明いただいた、特に2-2のところにある部分、これの上の方に書いてあるところの記述の方法が若干変わっているのですが、認識としてはこれと同じだと理解してよろしいのでしょうか。

つまり意味するところは、例えば資料1によると、「第3種旅行者の登録要件等の緩和」

となっているけれども、資料 2-2 では「第 3 種旅行業者の業務範囲の拡大」となっています。特に元々提案のあった中では、300 万円云々という登録要件のひとつは、ここでは基本的に今の資料 2-2 の中では落ちているような感じがするのです。それと、資料 1 によると、「広域観光圏の指定権限の移譲」があるけれども、資料 2-2 の横長のものでは、「観光圏の認定権限」ということで、指定権限ということではない。この辺りの言葉は、特に重箱の隅を突いたようなかたちでの議論は必要なくて、基本的には同じものと考えてよろしいのでしょうか。

(事務局)

説明不足の点がありまして申し訳ございません。

資料 1 に書いております 375 番と 376 番、この 2 件が今回○印が付いていまして分野別審議となっております。

375 番の提案事項は、「第 3 種旅行業者の登録要件等の緩和」で、道民の方々に提案いただいたときのタイトルで、資料 2-1 のメリ・デメ表で言いますと 1 ページ目の「細分類」のところに 4502D という数字が付いております。

(井上会長)

ごめんなさい、説明が長くなるから。

私の言っていることは、ここに書いてあるタイトルとこれに書いてあるタイトルの、要するに重複している部分と、片方にはあって片方にはない部分の要件等云々というのがありますかということでお尋ねしたものです。

(事務局)

端的に言いますと、道民提案のうち、第 3 種旅行業者の登録要件等の緩和というのは内容が 2 つ入ってまして・・・

(井上会長)

だから 300 万円の話でしょう。だから 300 万円の話はもうないのですねという話ですよ。

(事務局)

そうです。そちらの方は、もう既に第 1 次整理で今回は外しております。

後段の第 3 種旅行業者の募集型企画旅行を実施できるようにできないかというのが今ご議論いただいているところです。後段の部分だけということです。

(井上会長)

前段の部分は、もう終わったというような理解ですか。

(事務局)

前段の部分は、前回審議をしていただきましたので（第1次整理で終了しています）。紛らわしくて申し訳ございません。

376番ですが、広域観光圏の指定権限と、今回は認定権限という言葉を使っているということですが、説明不足ですみません。指定権限ということで道民の方からは提案をいただいたのですが、正式な名称では、観光圏の場合は認定権限ということが正式なものですから、今回の資料2-2の1ページでは、認定権限の移譲という正式な言葉を使わせていただきました。内容は同じです。説明不足ですみません。

(井上会長)

あと1点、先生方にお考えいただいている間の確認です。

これは事務局から提出されている資料2-1、これについて、今、説明があった「細分類」で4502Dについては、対応方向が第1次整理となっている。これは間違いありません。

(事務局)

そうです。これは前段の話です。

(井上会長)

前段ですね。

ですからこれは、事務局提案としては、これを認める・認めないの話は別なのだけでも、ご提案とすれば、これはもう第1次整理でいこうとお考えになっているという理解で良いですか。

(事務局)

前回の委員会で、既に第1次整理をしようということで整理をいただいたものを、同じ資料を参考までに今回付けさせていただいたということです。

(井上会長)

そうすると今度は、これの後ろの方では、要するに3504Dは、分野別審議になっていますね。3504Dというのは、先程の2-2の資料で、左側にある「(1)観光圏の認定権限の移譲」ということで良いのですね。

(事務局)

そうです。同じ話です。

(井上会長)

そうすると右側の「(2)第3種旅行者の業務範囲の拡大」は、これは資料2-1で既に、今の説明でいくと第1次整理ということで行われていると言われた部分とはズレが出てくるのではないですか。

(事務局)

それは、資料2-1のメリ・デメ表の2ページ目をご覧くださいと思います。

ここで「第3種旅行者の募集型企画旅行実施区域の緩和」という後段部分で「分野別審議へ」となっている、この部分でございます。

(井上会長)

分かりました。

では、先生方のご意見はいかがでしょうか。

(河西副会長)

「観光圏の認定権限の移譲」の方で質問をさせていただきます。

そもそも観光圏に認定されることのメリットというのは、実際にそれを受ける地域側・団体側にとってみれば財源、財政的な支援が最も大きなメリットと考えているということでしょうか。

(事務局)

一番大きなものは、財政的なものです。

それ以外にも支援制度というものはあります。資料2-2の、5ページ目です。各種の支援制度が書いてございます。

色々書いてありますけれども、一番地域にとって大きなメリットは、財政支援を受けられるというところが一番大きいことになろうかと思います。

(河西副会長)

それ以外にこういった法律等の様々な特例が認められるというのも、地域の方々はメリットと感じていらっしゃるのでしょうか。

(事務局)

確かにこういった法律上の支援策が各種あるのですが、道内の観光圏では、私が伺っている限りでは、余りこの法律上のメリットは活用されていないと言いますか、余り使えていないかなと思います。

旅行業の特例などを見ても中途半端です。第3種旅行業者（観光圏の区域内全域で募集型企画旅行が実施）ができますというような話だと良いのですが、資料2-2の5ページ目を見ますと、旅行業者代理業とか、そういった限られたものになっているので、正直に言うと余り活用されていない。はっきり言ってしまうと、各観光圏にとっては、一番のメリットは財政支援措置、つまり補助金ということです。

ただ、この補助金制度が始まったのは5年前ですが、最初はばらまきだと言われ、どこの観光圏でも受けられたのですが、先程申し上げましたとおり平成23年の事業仕分けの前に、事業体として法人格を有するプラットフォームを作るようにとか、旅行業登録を取得した方が良いといったような、ハードルが上がりまして、実際に以前は補助金をもらったけれども、今は断念しましたという観光圏もございます。今は、補助対象の観光圏は道内3ヵ所しか残っておりません。

更に今後、新制度ではそこを絞り込んでいくということで、日本を代表する顔となる観光圏に絞って支援していこうというのが国の方向性になっております。

正直に言いますと、各団体に聞いても観光圏のメリットの一番は、4割なり5割の補助金という話が必ず出てきます。

（河西副会長）

そうしますと、ここに出ている色々な法律の特例を、例えばこれを使いながらより競争力のある観光地域ができる、そのような提案というのは道からそれぞれ地域の観光圏の協議会等には例示をして説明をしてはいないということでもよろしいのでしょうか。

（事務局）

まず、この観光圏は全て国の制度でございまして、今の状況を見ますと道はほとんどタッチをしていない。せいぜい観光圏協議会の中に振興局長がアドバイザー的なかたちで参加しているだけで、そういった中でこういったものを提案していくことはあるかと思うのですが、現実的にはなかなかここにあるもの（各種支援制度）を使ってというのは、観光圏案内所辺りですと、そういう看板を使えますというだけの話なので結構だと思うのですが、交通関係にも派生してくる話もありますので、なかなかバス事業者ですとかそういった方々を巻き込まないと話が進まないということもあり、今これ（各種支援制度の活用による観光地づくり）をいきなり（働きかける）というのは地域でも成果が出せていないのかなと思います。

（河西委員）

こうしたメリットを受けるための手続き、事務作業の話が出ていましたけれども、事務作業とか時間に関していえば、こちらに関して国が持っている権限を、道に移譲されるというような提案の中では、どちらでも良いというのが地域の認識ということでもよろしいのです

ね。

(事務局)

我々、道の方に、更には各振興局の方に窓口が移ったならばどうかとお聞きしましたけれども、各観光圏で言いますと、数年経っておりますが、実際に認定を受けた時に国の対応はどうだったのかとお聞きしました。ほとんどが、札幌市にある運輸局で完結して、そこを窓口として国とやり取りしていたので、余り苦労はなかったように聞いております。

個人的に知る限りでは、登別洞爺広域観光圏は、再認定ということで一度落とされた後に認定を受けている。実は、再認定手続きの途中で国の事業仕分けがあつて、実態論としてそこは苦労したということです。その時も結構、陸運支局の方で色々やってくれたので余り苦労はなかったというか、振興局ほど数は多くないけれども、実際にそういったところ(支局)の窓口で何とかなっている、うまくいっているのので、道への権限移譲について、特に大きなメリットがあるということは、どこの観光圏も言っていなかったという状態です。

(菊池委員)

十勝観光でマスタープラン作りに関わったことがありまして、その観点から両方のことを言いたいと思います。

一つは、観光圏域、私が想像するに観光圏とか、ここでいえば地域の観光資源を熟知した地域、地域の観光資源のことがたくさん出てきています。

今日は、湯浅委員は来られていませんが、ファームインとかアウトドア体験、観光事業者という言葉が変わっていますということを言いたいのです。今までは、ホテルとか交通、お土産が観光事業者。そこで、地域で有機農産物を作っている志の高い農業者、ファームインで子どもたちに何か教えたりとか、乳絞り体験をしてもらいたいというような人たちが新しい地域の観光主体になりつつあるということを強く感じています。

では、我々が考えるその人たちのツアープランをJTBが理解して、あなたにもメリットがあつて利益がありますということを考えることは、とてもではないけれども、そういった地域の新しい観光の担い手の人たちには無理だと思います。能力はあるけど、そういう時間がない。そういうことを考えた時に、新しい観光形態を作り出そうというのは、おそらく観光圏と言っている、観光事業者への補助ではない。バスや何かではない。その大きな違いではないかと思えます。

そう考えた時に、後ろの方の業務範囲の拡大に絡みますが、平成9年から十勝アウトドア体験ランド推進会議と言いまして、50団体が、大草原の小さな家とか、それこそ湯浅委員とか、みんなで集まって考えたのが地域エージェントという考え方でした。

地域の人たちのプランを作って、地域に呼ぼうということで、十勝観光連盟でやれないかと提案しました。

そういうことで立ち上がって会社化しようということで、十勝支庁の独自事業で始めま

した。当時の担当が石橋地域振興監で、3年間やりました。

そういうふうを考えてくると、この流れというものは、私からすれば、相当地域寄りにも
のを見ないとだめな話かなという気がします。地域寄りと言っても、誰が地域なのかという
ことがあるので、やりようは大変難しいとは思うのです。ですが、従来の旅行者や旅行業
の上位にいる方や、何とかバスという大きなところは、従来のルールにのっとっているわけ
ですから、それこそ今日来られている先生方も、ソーシャルビジネス、色々な取組をやられ
ています。その人たちがツアーを自分たちの思い通りにやりたいような形態として作り出
してあげるといことは非常に重要なことだと思います。

ただ、色々ご懸念もあるので、おそらく特例で第3種旅行者がファームインの何団体
かで責任を取るとか、形態のやり方はあるのかなという気はします。概ね、私の観光圏の話
は、地域の合意はなかなか難しいでしょうから、もう少し違う意見もあるのではないかと
第3種旅行者が責任を持っていないでは困る、ですけれども、新しいツアーを作りたいとか、ア
ウトドアツアーを作りたい、子供たちに何かを教えたいというような人たちが、どこかに委
託しながらやるということではなくて、思いをやって手を握る、(そういう)思いで伝えて
相手と手を握れるように、そういう仕組みの方が地域にとっては良いのではないかと。雇用と
か、そういう意味でも良いのではないかと思いました。

(井上会長)

ありがとうございました。

この委員会では、少なくとも、従来は余り価値判断というものは入れてこなくて、ひとつ
でも道民の皆さん方の中からこういったものについて権限移譲をして欲しい、あるいは規
制の緩和をして欲しいという部分があれば、最近では、特に権限移譲のところはシフトしてい
るのですが、あれば、それはそれとしてこの委員会で様々な現行の法律等に照らし合わせて
成案をまとめて、知事に答申をするというかたちを取っていた。全体でどうのという話はな
いけれども、個々の資料2-2の中で、道内6観光圏協議会があって、観光圏と言っておきなが
らこの6観光圏協議会の中では賛否両論あるし、少なくともここで記述されていること
だけで言えば、メリットはないとか、否定的な意見が多いということがある。それで上がっ
てきているということは、多分こういった観光圏に属するような企業なり組織なりが提案
されてきているのだろうというふうに思うのだけれども。

今までおっしゃっている中で、地域と、地域ではニーズがあると言われるのと、例えば企
業なりNPOなりでニーズがあるということは、同じことなのですか。

つまり、地域全体で、さる地域が提案をしてきている。我々はどうしても現行のものでは
なくて、自分たちで観光圏を作りたいというふうにおっしゃる。それは、その時には、自分
たちはという時には、その圏域の人たちが協議をして話をもって来ているのか、あるいは一
部の、あるいは一つの観光業者なりがご提案されているのか。

そのあたりは、感触としてはどうなのですか。

(事務局)

まず、観光圏協議会は、観光圏整備法の中でそういった観光圏の認定申請をする時の協議体としてすることができることとなっています。

どうしても代表的にお話を聞くとすると、こういう協議会の事務局に聞かざるを得ない。その事務局を担っているのは、たいていは中核となる市町村の役場の観光部局、プラスその観光協会が一緒になってやっています。そういったプラットフォームを作っているところが中心となってやっています。

正直に申し上げまして、ヒアリングでは、直接そういった方々と顔を見合わせてやっていますので、ある程度その地域のことは観光圏協議会の事務局が把握しているという前提のもとにヒアリングを行いました。そこを個々にどの事業者が言っているということまで把握はしておりませんが、観光圏協議会としてはそういう兼ね合いがあるということです。

観光圏のある一カ所は、実際に関係市町村を通じて、構成団体全部ではないでしょうけれども、ある程度構成団体に意見を伺い、集約した上でお答えをいただいているところもございます。そういったところは、実際に事前収受金 20%制限の撤廃の話をしたのですが、そういう具体的な要望がある旅行会社の旅行業をやっているところから上がって来たという言い方をしています。そういったところは、個別にそういう意見を載せてきております。基本的には、その観光圏を協議会が代表しているという前提のもとに調査をしているところです。

地域という言い方は漠然としておりますが、そういう意味で広く捉えていただきたいと思えます。

以上でございます。

(近藤委員)

話の全体的なことで、説明を聞いていると、「今まで支障はなかったからやる必要はないのではないか」的な、そういう部分でメリットがないというような意見が多く聞かれるので、ある意味消極的という感じがします。

立証はないのかもしれないけれども、やってみてどうなのかという部分が見えない。そこをなくしてしまっても良いのかということを感じました。

(太田委員)

今、盛んに行われています移住ツアーは、実は私どもが、「NPO 法人私設北海道開拓使の会」が 19 年前に初めてやりだしたことです。その頃は、こういったことはなかったので道庁のとある部局からは、違法だと、旅行業法に違反しているのではないかという指摘を受けたのです。会員企業の中に JAL 系のツアー会社がありましたので、そちらをかませてもらっていただいた経緯があります。

まず、観光圏に関しては、財源がどうなるかということだけが問題のような気がします。地域でツアーを主催する小さな団体にとっては、余り財源以外については、全く議論をするところはないのかなという感じがしますので、こちらに関しては、財源がどうなるかが分かった上での判断になるのかなと思いました。

2つ目の旅行者の業務範囲です。この問題は、地域の NPO ですか地域の協議会が知恵を絞って、身体を使って汗をかいて絞り出したアイデアが、成功したら、それが JTB とか行政に真似をされてビジネスアイデアが取られてしまうところなのです。

これは、多分地域にいて NPO や協議会が生き残っていくためのノウハウ、売り上げをあげるためにそういうところがあるかと思うのです。こういったところを解決するには、NPO が作りだしたビジネスアイデアを知財化して、知財として売り上げをあげていくという方法以外ないのではないかというふうに思っています。

そうなりますと、もしこの範囲が認められてしまうと、実は、今色々な地域で高齢者問題とか交通の問題があって、白タクや白バスで地域の方たちをどこかに連れて行く、小さな旅行会社が旅行業法ギリギリというか、やっているところが全てアウトになってしまう。逆にアウトにしてしまうようなことになりかねないかなということ懸念しています。

無理だから消極的な判断というご意見もあったのですが、最近、規制緩和がされたが故に地域の小さなところが、逆に規制を受けて動けなくなっている。地域住民が、逆に苦勞しているという案件がたくさん出てきているので、今回に関しては、その逆のところの影響が大きいのではないかというふうに拝見しておりました。

(井上会長)

今日、ここで結論は出ないので、いずれにしても今まで参考人の方をお呼びするということがあったのだけれども、それが今の段階で良いのかどうかということは判断できないので、その辺りのところも含めて、これは、所管は経済部の観光局だと思うのですが、そういうところと地域振興のところとの幅広い専門分野からご意見をチョイスされて、次回に提出していただければと思います。

私が一つ気になるのは、今回は出てこないようだけれども、少しこの委員会のスケジュールが後ろ倒しになってきている。これは、事務局の皆さんを責めるわけでも何でもなくて、委員会の開催が非常に、我々委員のメンバーの日程調整がうまくいかなかった部分で遅れる。あるいは、政治日程で、総選挙が入ってきたというようなことで少しずつ後ろ倒しになっている。

いずれにしても今年度中に上がることはないだろうと思います。それはそれとして何らかのかたちでもう一度スケジュールを確かめていかないと、これまでこういうようなことは、これだけ間隔が開くというのは私の記憶では余りなかったように思います。

言いたかったことは、この表の中でいくと、観光圏の認定権限の移譲もそうだけれども、国は平成 25 年度から新制度をスタートの予定です。今のところ詳細な情報はないにしても、

これを25年度からやるということは、新政権になってかなり早いペースでやるのでしょうか。早いペースでこの部分の議論が進んでいき、法律としてできあがっていかねばいけないわけで、本格的な議論が進んでくると思うのです。

それで私がその前にこの委員会の日程の話をしたのは、これで実際に早い段階で知事に答申して、それからパブリックコメントで意見を求め、道議会に上程され、それから今度は国に持って行くといっても、場合によっては来年の今頃になります。それでも間に合うかどうか分からない。

そうすると、その段階では、この平成25年度の国の案件は、大よそ明らかになってきていて、その段階では、ここに49地域とか、直接重なり合うものではないけれども、各地域でプラットフォームを作っている。それも、例えば49地域重なるものではないけれども、個々にあがっているところは何らかの目星が付いてくるとか、付いてこないとか(ということになる)。これに含まれていないようなところが、観光圏として道に権限移譲されたら俺たちはやりたいとか、色々な話が錯そうしてくる。時間的に大丈夫かなという部分があります。(意見が)平行線でいって、(この提案が)国のところに行って、あるいは乗っからないところが出てきても、非常にややこしい問題が出てきます。北海道に権限が全部移譲されれば、今度は北海道からプラットフォーム云々のところで、具体的に1年目、あるいはその後の2年目、金が付くかどうか分からないわけですから。それだったらやめてくれという話になってくる。

提案している人も、場合によっては、そこまでやらなくて良いというふうになるかもしれない。そういうことを勘案しながら次回以降を、少なくとも年度内にあがらないということになると時間が押し迫っているわけではないので、慎重に審議していかざるを得ないというふうに思うのです。

(事務局)

スケジュール的な話は、確かに当初私どもは年度内と考えておりましたが、色々要因があつてこういう状況になっております。また政権交代に伴って、特に今ありました観光圏の認定権限の関係は、予算がどういう仕組みになるのかということ是非常に大きいと思います。

その辺を見極めてからでない、この辺をどうするかという判断は、付きかねるのかなと考えております。

今、観光圏の認定と第3種旅行業者の業務範囲の拡大と、私どもは2つに分けたいと思っております。観光圏の認定権限は予算等があるので、このまま状況を見極めるということ。

第3種旅行業者の範囲拡大については、ご意見をいただきたいと思っていることは、これから一歩前に進むかどうかということです。要は、今、道に権限をくださいということだけで、地域にご意見を聞いていますので、その範囲を、エリアをどこまで広げるかということ、何も前提なしに聞いているということがあります。先程ありましたけれども、拡大する範囲を観光圏なら観光圏というエリアで、もう一度各団体にご意見を伺うということ

今後やらせていただいて良いかというところのご意見をお聞きしたいと思います。

(井上会長)

いかがでしょうか。

今、局長から意見を聞きたいということがありました。

(菊池委員)

この中でいえば観光圏に十勝が入っていません。今後、観光圏に手を挙げられるところも含めて意見を聞くことを考えているということですか。

(事務局)

今あるところですよ。

このヒアリングの中にもありますけれども、要は全道に広げて欲しいとか、色々あるわけですよ。

全道に広げると、明らかに第2種の方とは競合してしまう。

(菊池委員)

これは、旅行業法の第3種の話ですね。

(事務局)

それを具体的な観光圏というエリアに限って、第3種の方が募集型企画旅行を組めるというかたちだとどうなのかということですよ。

(菊池委員)

大変難しい問題に手をあげて失敗したなと思っています。

私は、今まで地域生活に係ってきたときに自然立地型土地利用計画と提唱していて、実際のこの行動は観光圏の範囲ではないのではないかとということがありました。

例えば、千歳から十勝に行って、知床に行く。要するに観光の範囲というものとユーザーの範囲というものがあると思います。それ以降だと、それでも観光圏単位でも結構だと思えます。しかし、そうすると隣の観光圏とどういうふうなリンクをしていくのか。例えば、拡大した第3種が、先程の特例第3種と分担することによって特例を認める方法はどういう基準にあるのか。

それは、隣の特例の第3種と、もしくは第2種とどういう手のつなぎ方になるのか。広域観光ということを考えると、そういうようなところもあると思います。全道でない限りは、そういうような手のつなぎ方も一緒に考えておかないと、今の、千歳インで釧路アウトのようなツアーとか。十勝は結構観光の流動性とか自立的なものです。十勝はレベルが高いのです。

最近は日高圏内との関わりが 10%以上というようなことを考えると、手のつなぎ方や何かを含めて、決めるかどうかは分からないですけれども、観光についてはイメージしておく必要があるのではないかと思います。

(事務局)

今、お聞きした趣旨は、仮にこのまま提案することになった時に、パブリックコメントの手続きがあります。そのときに第 2 種などの方からすれば、色々業務が圧迫されるので、反対の意見は圧倒的に多くなるだろうというふうに今回の結果を踏まえて思っております。

そうであれば、仮に知事に権限移譲した時に、道としては、この範囲だけしか拡大しませんという前提で提案するとすれば反対の意見は違ってくると思うのです。

例えば、今、第 3 種の方であれば、富良野の観光圏であれば、富良野と美瑛というのは隣接していませんのでツアーが組めないのです。そこに限って第 3 種でもツアーが組めるというようなメリットがあると思うのです。

そういうメリットだけでも良いから提案した方が良いという考えの方もいるし、全道に広がらなかったら意味が無いからやらなくても良いという考えもあるかと思います。

その辺を見極めて、次のステップ、我々の作業をどう進めていくかということでお聞きしたところです。

そういうことを聞く以前にやめた方が良いということであれば次の作業に入る必要はありませんし、どういうご意見をお持ちかということをお聞きしたかったということです。

(河西副会長)

第 3 種旅行業者の業務範囲の拡大に関しては、結論をいえば検討を進めていただいて良いのではないかと思います。

ただ、ひとつお願いがあります。先程近藤委員が非常に本質的なことをおっしゃっていました。マーケティング用語で言うとニーズとウォンツです。ここで述べられていることは、主にニーズです。例えば、旅行業者の方々、協議会の方々が、課題があるから解決したいという必要性、それが語られているけれども、実際に観光する側の欲求として、こういうような観光がしたいのだけれども今そういうものは提供されていない。それでどこが問題なのかと考えてみると、規制や権限の問題があって、結果として観光客が本当に望むような価値を持った観光が提供されていない、それは、ウォンツ。要するに、潜在的な欲求としてはあるのだけれども、それが具体的に目の前に提示されていないと、その欲求を自分が持っているかどうか分からない、そういうもの。そういうものが、実はこの特区提案の中で欠けていた部分かと思えます。

今、目の前にある現実の課題、それを解決するためにどう変えようか。でも、こういった観光や何かに関しては、先程太田委員も菊池委員もおっしゃっていたように地域活性化とか、そのようなところから考えると、むしろウォンツの方にも着目をして、それに関わるよ

うな課題を我々が探り出して行って、その部分を変えてあげる。それに対して、それに関わるような事業者の方々がどう思うか。そういうような質問の仕方でも必要ではないかと思えます。

(2) に関しては、そのウォンツの部分で今回出てきた資料の中で、ところどころ見えてきています。物見遊山型の観光から体験交流型の観光を望んでいる。確かにそうだというふうに思えます。

今、富良野と美瑛の話が出てきて、確かに富良野市と美瑛町は少し離れているから、今の規制だと第3種ではできない。そうすると、せっかく富良野に来たのだから美瑛に行こうと思っている人にとってはすごく不便に思えます。

そういうような観点から見て、どこを変えたら良いのか。そういう提案をしていくと、観光業者の人たちはもっと分かりやすくなるのではないかと思います。

そういったことで再度結論を言いますと、「(2) 第3種旅行業者の業務範囲の拡大」に関しては、検討を進めていただければと思います。

また地域的な範囲の拡大に関しては、いくつかのモデルというシナリオを提示されると良いと思います。例えば、観光圏だけにするのか、菊池委員が出された観光圏と観光圏をまたぐようなところまで含んでいくのか。それとも全道で第3種の募集企画を認めるのか。そういうような3つくらいの選択肢があって、それぞれのメリット・デメリットの意見を聞いていただくと自ら地域の人たちは、この程度の範囲だったら許容範囲になるのではないかと分かっていくのではないかと思います。

以上です。

(菊池委員)

まさしく河西副会長がおっしゃったことを補足する感じなのですが、アウトドア資格制度の立ち上がりの時に十勝管内で関わらせていただきました。その時に段々違うかたちになっていったというふうに思っていました。

どういうことかということ、業者とか使う家族や何かに対する内向きの資格になっていったのです。我々が最初考えたのは、ユーザーに対して、お客さんにどうやって来てもらって満足してもらうのかという視点からの資格制度だったのです。

今回の話も行政界、業者間のつながりの関係というよりは、実際に観光客はどう動いて、どういうふうになっていて、どういう政策と連携するのかというところを明確にする。そうするとやっている人は元気が出ると思うのです。ここは農業者、ここは花の人がやるというふうに。十勝はガーデン街道ということでやっています。あれも創造、創りあげたものなのです。私ども十勝ロングトレイルも創りあげたものです。そういう関わりを創造できるような、連携が見えるようなかたちになれば良いなと思っていました。

(井上会長)

結論とすれば、次回にもう一回議論の場を作っていただきたいと思います。

事務局の方と今の委員会でやっている部分で、私は長年やっているもので若干そこがあるのではないかと思うのは、基本的に権限移譲を軸にした議論をしていくわけです。それに関連して規制の緩和という部分があって、要するに地域の戦略の問題云々のところがある。提案する場合にどこからどこまで事務局として必要なかということ、ある程度枠を認識された上で資料のご提出をいただきたいと思います。

確かに色々なところに、地域政策というところで話を広げていくと、多分收拾が付かなくなってしまうだろうと思うのです。

菊池委員がおっしゃったところで私も気になっていることは、49回委員会のときの、49の全国の観光圏を見ても分かるのだけれども、北海道を見ると、振興局でくくられているとか、総合振興局でくくられているところがあって、むしろ十勝辺りのところでは、上川とか日高というようなところでの振興局を越えての横のひろがりが強まっているというところになってくる。この観光圏ということは、もう一度議論の途中で整理した方が良いと思います。例えば、ガーデン街道というところになってくると、今は完全に結び付いているわけです。私も行きましたけれども、結び付いているわけです。それがバラバラの観光圏を主張されても意味がない。特に外国人を呼んで来てやるにしても意味がないので、そういうようなところも含めて改めて議論をしていく。

先程、ニーズとウォンツの話も出てきましたけれども、規制の緩和という時には、経済的な規制というものは基本的に取っ払ってしまえば良いと思います。

ただ、ここで出てくる問題は、経済的なところ以外、社会的規制緩和、社会的規制というものがあるわけです。なぜ今、供託する営業保証金額が300万円、1,100万円、7,000万円という規制になっているかと言うと、何か起こったときにそれで保証してくれというお金の目安がそこにあるわけで、1,100万円払えないから300万円にするということになってくると、社会的規制をかなり緩和するか撤廃することと事実上同じになるわけです。それはそれで良いのですかというような議論もあるわけです。

だからここでもう一度やると決まらないので、また次回に出してください。そこで議論をしていくことにしましょう。

では、「(2) 道民アイデア（新規分）の第1次整理について」で、農業振興分野に入らせていただきます。

この件に関して事務局からご説明をいただきたいと思います。

(事務局)

時間が経過しておりますので、手短にご説明させていただきます。

資料3のメリ・デメ表をご覧いただきたいと思います。道民提案、農業振興分野ということで4本ございます。1ページ目からご説明します。

最初の項目は、「農地の権利移動に係る土地規模の制限の緩和」です。「概要」欄に書いて

ございますけれども、北海道につきましては、取得後の農地、草地の面積が2ヘクタール以上でなければ、農地の権利移動の許可を受けられないということです。より就農・営農しやすくするために土地の2ヘクタール以上という制限を緩和してはどうかという提案でございます。

「事実関係等の整理」の欄でございます。最初の○印です。就農に当たりましての農地取得におきましては、農地法の第3条第1項がありまして、農業委員会の許可を受けなければならないこととなっております。

2つ目の○印、北海道につきましては、農地法第3条第2項第5号がありまして、取得後の農地等の面積の合計が2ヘクタール以上でなければ農地法の許可は受けられないと定められております。

3つ目の○印です。ただし、農地法施行規則第20条で、国の基準がございまして、市町村の農業委員会が、それに従って、市町村の区域において別段の面積を定め、公示したときには、その面積以上であれば農地法の許可が認められるという規定がございまして。この別段の面積の単位は、別に決まっております、その面積は10アール以上となっております。したがって、提案の趣旨の土地規模の制限緩和は現行法で可能ということになってございます。

4つ目の○印です。実際に道内ではどうかということです。道内では、44の市町村におきまして、別段の面積が、平成24年3月現在で、定められているということです。これにつきましては、後ろの方に参考資料1を付けてございます。「農業委員会が定めた別段面積一覧表」という一枚物でございます。こちらをご覧いただければ、その市町村によりまして2ヘクタール未満のところ、1ヘクタールであったり、0.3ヘクタールであったり、それぞれなのですけれども、この44の市町村では2ヘクタールを緩和することが実際にされているという状況になってございます。

したがって、資料3のメリ・デメ表に戻っていただきまして、「実現するために考えられる手法」につきましては、「現行法令により対応可能」ということです。「メリット・デメリット」の欄につきましては、小規模での土地の権利移動が認められることで就農・営農がしやすくなるということです。

「対応方向」としましては、「②現行法令で対応可能」ということで、「1次整理」です。農地法第3条第2項第5号に基づき、市町村の農業委員会が別段の面積を定め、公示することによって、農地の権利移動に係る土地規模の制限の緩和を行うことができることから、現行法令で対応可能ということで、1次整理とさせていただきたいと考えてございます。

ちなみに3ページをお開きいただきたいと思います。この件につきましては、過去の類似提案が色々ありますけれども、3ページの一番上、平成19年10月19日の第6回提案検討委員会におきましても、実は、内容はほとんど同じような提案がございまして。「農地取得の下限面積を引き下げる」という同じような提案がありました。この時にも同じような理由で、「現行法令で対応可能」ということで1次整理をされております。

それ以外にも農地関係の提案を色々付けておりますが、直接そのものズバリ同じものではないので、参考までにとのことでございます。

2本目の提案につきましては、資料の6ページ目をご覧いただきたいと思います。

「細分類」では、「無農薬による就農を促進する制度の創設」です。「概要欄」ですけれども、非常に農業情勢は厳しく、離農、高齢化で、後継者難が非常に深刻という一方で、就農したいと思ってもできない人も少なからずおり、講習会や就農イベントは盛況だということです。

また、無農薬による農業についても、関心は非常に高くなっているということがあり、この矛盾を解決するために無農薬によって就農をされる方を促進するような制度、研修とか資金制度を早急に設けてはどうかという提案でございます。

「事実関係等の整理」の欄でございます。道では、環境負荷の低減を図ると同時に、化学合成農薬と化学肥料を基本的に使用しない有機農業の拡大の取組を推進しているところで

す。具体的には、地域ぐるみによる取組を図るためのネットワークの構築や情報交換会の実施、参入促進を図るための手引きの作成、参入相談の実施、研修に関する情報提供に実際取り組んでいます。

また、「有機農業の推進に関する法律」がございまして、これに基づいて道が「北海道有機農業推進計画」を平成20年3月に策定をしております。ここでは、有機農業に取り組む農家の戸数について、平成25年度には1,300戸にするという目標を立てまして、それを目指して取り組んでいるという状況でございます。

2つ目の○印です。しかしながら、有機農業は良い面ばかりではないということで、栽培技術が確立していないため、経営的には安定していない。生産技術的にも習得は難しいということで、当然のことながら除草作業などの労力負担も大きい。土づくりなどの生産基盤が整うのに時間を要する、販路の確保が難しいというような面もあることなどから、有機農業に取り組む農家数は、伸び悩んでいるという状況があります。

一方で、農業を取り巻く環境が大きく変化をしているということで、農家戸数の減少や農業従事者の高齢化が進展しており、本道におきましては持続可能な農業を実現するためには、新規就農者の育成確保が緊急の課題になっているということでございます。

4つ目の○印です。新規就農者の育成・確保につきましては、「青年等の就農促進のための資金の貸付等に関する特別措置法」がございまして、北海道の場合は北海道農業公社が行います就農支援資金の貸付、就農相談業務、国や都道府県による援助で実施をされているということです。これらについては、農法による区別は特にされていないものですから、有機農業であってもそうでなくても対象になるのですけれども、そういった取組をしているということで、それ以下に具体的な支援策として就農支援資金の貸付、7ページにいきまして償還の免除制度、平成24年度からは新規就農総合支援事業という新たな制度も始まっているという状況となっております。

「実現するために考えられる手法」の欄でございます。無農薬や有機農業による農業を支援していくことは、法律上で何か制限があるといったことではありませんので、現行の施策の推進、現在もやっておりますけれども、そういったことで対応は可能という状況となっております。

メリットとしましては、有機農業への就農等を促進するというところで、これは安全で良質な農産物を求める消費者の需要に応えられるというメリットが考えられます。

デメリットとしましては、栽培技術が確立されていないということで、収穫量が気象状況に左右されて経営は安定しないというデメリットがございます。

方向性としては、1次整理です。「③現行施策の推進で対応可能」ということで考えてございます。

その理由につきましては、有機農業の拡大を図る取組の推進につきましては、特に法的な措置は必要がないと考えられますので、道州制特区制度にはなじまないのかなということ、道では先程申し上げたような参入促進を図るための手引きの作成等に取り組んでいるということです。また、新規就農者の育成・確保を目的としました色々な支援資金等も現行施策の推進で対応可能であるということでございます。

3番目は、8ページをご覧くださいと思います。

「細分類」のところで、「農業高等専門学校を設置認可権限の移譲」です。

「概要欄」でございます。高等専門学校の設置廃止等の認可権限を文部科学大臣から北海道知事に移譲して、道内に農業の高等専門学校を設置してはどうかという提案でございます。

「事実関係等の整理」の欄でございます。農業に係る高等専門学校は、全国的に設置されていないということでございます。

2つ目の○印、ちなみに道内で農業に関する学科を設置している高校が、道立で17校、市町村立で8校、合計25校あります。更に高校に専攻科というものがあまして、高校卒業後2年間の課程を置く農業系の高校が道内に2校あります。それにつきましては、参考資料3をご覧くださいと思います。

参考資料3は1枚物です。「全国の高等専門学校数及び道内の高等専門学校の概要等」ということでまとめてございます。

全国的には、高等専門学校は、平成23年度の学校基本調査によりますと、57校設置されております。国立が51校、公立が3校、私立が3校でございます。道内では、この高等専門学校は、いずれも国立でございますけれども4校あります。いずれも工業系の高等専門学校となっております。

先程申し上げましたけれども、道内の農業に関する学科を設置している高校ということを一覧表にしてございます。高校での農業に関する学科は、このようにあるという一覧表でございます。

8ページに戻っていただきまして、「事実関係等の整理の欄」の4つ目の○印です。学校

教育法の規定によりまして、高等専門学校の設置廃止等の認可権限は文部科学大臣にあります。下に関係法令として学校教育法が書いてございます。「次の各号に掲げる学校の設置廃止等については、それぞれ各号に定める者の認可を受けなければならない」ということとなっており、これは、第1号で、公立又は私立の大学及び高等専門学校は、文部科学大臣が認可することとなっております。

「実現するために考えられる手法」としましては、道州制特区推進法を改正しまして、学校教育法の特例を設けて、現在、文部科学大臣の設置認可権限を知事へ移譲するということが方法として考えられます。同時に、新たな高等専門学校を設置することになりますと、多額の予算措置や人材の確保が必要になるということがございます。

メリット・デメリットでございます。メリットにつきましては、知事への権限移譲によって、市町村にとっては、認可権者がより身近になる、道自らが農業に関する高等専門学校の設置が可能になる、道内において有能な農業者を生み、ひいては本道農業の活性化につながる、ということが考えられます。

デメリットとしましては、これまで道では高等専門学校の認可をやっておりませんが、事務の蓄積もなく、設置認可自体も極めてまれであるということで、道への権限移譲によって認可事務に時間等を要するおそれがあるのではないかと、それから、新たに高等専門学校を設置することになりますと、当然のことながら多額の予算措置、人材の確保などの負担が大きくなっていくことがあるということです。

これにつきましては、「対応方向」としては、1次整理と考えております。「④その他」という区分にしております。権限移譲ものではございますけれども、なぜ、道内に農業高等専門学校がないのかということですが、認可権限が国にあるかどうかは支障になっているということではなくて、高等専門学校を作るというニーズ面、多額の予算措置、あるいは人材確保の負担が大きいということから、今までできていないという状況がございます。これは、実際に権限をもらっても、今のところ道内では作る予定はないということで、1次整理となるのかなということです。

9ページに「過去の類似提案」がございます。全く同じではないのですが似たような提案がございます。平成19年の第6回提案検討委員会の道民提案で、農業高専などの教育機関を整備するといった提案がございました。このときの理由としましては、このほかにも農業大学校があることから、これについては、1次整理ということで終わっている状況となっております。

10ページ、4本目になります。「細分類」のところでは、口蹄疫対策としての「トランスファーファクター（免疫情報伝達物質）」を活用してはどうかということです。

「概要」欄では、抗ウイルス剤の「トランスファーファクター」が偶蹄類家畜の免疫力を高めて、ウイルス感染予防等の対策になることで、口蹄疫対策として活用できるのではないかとということです。ここには、具体には書いていませんけれども、提案の書類の中には、具体的な製品名が書いてあるという提案がございます。

この「トランスファーファクター」というものは何かということで下に書いております。これは、天然に全てのは乳類や鳥類の体内に存在する免疫についての情報を届ける非常に小さな伝達分子ということでございます。

この分子は、種族を超えて有効とされていて、多くの研究データに基づき免疫療法や代替医療に現在役立てられており、アメリカの会社が健康食品として製品化をしているということで、この提案の書類には製品の資料が付いて来たという提案でございます。

「事実関係等の整理」につきましては、口蹄疫は、牛や豚の偶蹄類家畜に伝染するウィルス病で、感染した家畜は口腔内や蹄に水泡を形成するという事です。その感染力の強さから国際的に最も恐れられている家畜の伝染病でございます。

2つ目の○印です。国際的に治療することなく摘発・淘汰するのが防疫の基本とされておりまして、原則ワクチンは使用しないこととなっております。ただ、摘発・淘汰のみではまん延防止は不可能な場合に限りワクチンを使用することになってございます。

この口蹄疫の防疫につきましては、家畜伝染病予防法がございまして、これに基づき実施されることとなっております。具体的な内容につきましては、この法律に基づいて「口蹄疫防疫指針」がございまして、それに従って実施をされるということです。下の点線の中に概要を書いております。その指針の第2の1、「農水省の取組」というところで、「有効なワクチンに関する情報を収集した上で、必要十分な量を備蓄する」ということになってございます。

これに基づきまして、下の方、現在、上記指針に基づいて、農林水産省では抗ウィルス資材を実際に備蓄しているということでございます。

今回提案のありました「トランスファーファクター」の牛や豚への口蹄疫ウィルスに対する免疫誘導効果につきましては、これまで効果があるとされた報告はないということでございます。

国内では、唯一の家畜の海外伝染病研究機関で「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究所」というところがあり、ここでの検証や科学的な議論が必要になるということでございます。

なお、口蹄疫は、平成22年4月に宮崎県において発生をしまして、8月の終息までに292戸で、29万頭が処分され、被害額2,350億円という非常に大きな被害を出したということがございました。

10ページ、「実現するために考えられる手法」の欄です。口蹄疫ウィルスに対する免疫誘導が可能なのかどうかを動物衛生研究所で検証する必要がある、もしそれが有効ということになれば、「トランスファーファクター」の牛や豚への口蹄疫ウィルスに対する免疫誘導効果が科学的に証明されれば、防疫指針を改正して中身を直していくということになるかと思えます。

薬理的な効能・効果を掲げるといことになりますと、場合によっては、薬事法に基づきまして動物用医薬品の申請、承認が必要になってくることも考えられます。

この口蹄疫でございますけれども、「国家防疫上の観点」と言っておりますけれども、こういった抗ウイルス剤は国が備蓄をするということになっておりまして、財政的にも国が措置をするかたちになってございます。

メリットにつきましては、提案された「トランスファーファクター」が仮に効果があるということであれば、まん延防止が期待されるというメリットが考えられます。

「対応の方向性」としましては、1次整理ということで、「①国の専掌事項」ということで考えてございます。口蹄疫等の防疫は、国家防疫上の観点ということで全国一律に実施をされるということが前提とされておりまして、国の責任において検討を進めていくべきことかと考えます。

特に今回は、権限移譲ということではなくて、特定の製品を活用してはどうかという提案でございまして、いずれにしても道州制特区提案にはなじまないのかなと考えております。

早口になりましたけれども、資料3につきましては以上でございます。

(井上会長)

ただいま事務局から、議事「(2) 道民アイデア（新規分）の第1次整理について」ということで、農業振興分野に係る4件の説明がありました。

この点について基本的にまとめていただいている中の感触では、4件とも1次整理ということで今回は対処したいということでありました。この判断等について先生方のご意見がおありになればお聞きしたいと思います。

いかがでしょうか。

(菊池委員)

現行法令で対応可能ということと言うと、有機農産物、今の「トランスファーファクター」の話は、元々最後の方の話は道州制特区と関係があるのかなという感じの内容と思うのですが、2ヘクタールに関して言うと、有機農産物を展開する地域や有機ネットというのは、彼らは全部小さいのです。2ヘクタールや1ヘクタール、0.4ヘクタールとか、非常に小さな（農地の）方々が有機で新規就農をしています。

2ヘクタールを購入するということは、実際、新規就農については、相当ハードルが高いのです。そういうようなことを考えると、2ヘクタールというハードルはどんなのかなということも常々思っていました。

その権限が農業委員会で別途定められるということをもよしとするかという問題になるかと思えます。

それに関していうと、先程の話と似ていまして、既にできている枠組みの中で、これが何回か上がってきたということは、それなりにニーズのあるお話なのだろうなということ。

それと、今後の高齢化問題、65歳で定年になったときの土地の流動性、農地の流動性の問題です。そこを考えると、どちらかというところ、アメリカやフランスの代表畑作地帯ではな

くて、もちろんそういう選択肢もあるでしょうが、ドイツのバイエルンのような多様な農場形態、1ヘクタール、2ヘクタールで、お母さんは違うところで仕事をしているというような農村のあり方が地域の活力を及ぼすという考え方もあると思います。

そう考えたときに1ヘクタール、2ヘクタールでも十分農業として成立できるという農業政策が、片方では必要なのではないか、必要とされると思うのです。ただ北海道においては2ヘクタールということです。

兼業農家は、ほぼ認めていない、やりにくいという状況から言うと、先程の高齢化で土地が流動化する問題をどうやって解決するのか。

例えば、サラリーマンをやりながら高齢者が、65歳になった人たち何人かで農業を営むというようなことも考えられる。実際にそういう取組を我々がやっているのです。借地で対応しようとしています。

だから、こうじゃないと絶対にできませんということではないのです。ただ今のような話が、要するに土地の流動化の問題と農村の活性化のために多様な人間がそこに就農するというような可能性。確かに有機農業では色々お金を貸すというふうになっていたりしています。その話と、2ヘクタール以下は、ここで法律でうたわなくても良いのではないか。矛盾するような気がするのです。できるだけ参入障壁は除いた方が良いのではないかという気がします。

(事務局)

小規模でも参入できるようにということで、規制緩和されたものです。この提案の方は、10アールでは大きすぎるという考えがあるのです。道に権限というよりも農業委員会で決められるという、もっと分権という観点では進んだものなので、それを知事の権限となったときに、どうするのかというところは特にはない。するとしたならば10アールというものを小さくするか、そういうことはあるのかもしれませんが、知事が全道一律で決めるとか、そういうことよりは農業委員会がそれぞれの地域の実情に応じて決めた方がより分権、あるいは地域主権という意味では良いのかなと考えております。

(菊池委員)

概ねそれで結構だとは思っています。

ただ、事実上の参入障壁が多いということと、多様な人間を受け入れる体制をどうするかというようなことと、今の話は相当関係があると思うので、おそらくこの中でも農業関連の方に聞いていただければ、今のような取組が今後一層、借地か何か、今の話とは関係しなくても農業委員会で農業に参入していくことは、ハードルは結構高いのです。そのようなことをどうやって制度として、どこかで農業委員会に対して求めていくなどすることは必要なのかなと思っています。

そういう意見があったということに期待しております。

(河西副会長)

今回事務局から様々な理由で特区提案しないという判断は、それで結構だと思います。個別に色々言っていくとあるかなとは思いますが、農地に関しては、一括して言えばそういうような結論です。

時間もないので理由は言いません。以上です。

(井上会長)

一点確認なのですが、農業高等専門学校の話が出ていました。

あれは、ここで1次整理に入れるということは、河西先生と同じように、私は結論としては賛成なのです。

今までの議論からいけば、ニーズがあるから出てきているわけです。この人たちは、その分野の人たちではないのですか。

高等専門学校は、必ず公立でなければいけないかどうかということが分からない。一つは、今、専攻科が2つの高校にあります。そういうところは、少なくとも高等学校の専攻科ではなくて農業高等専門学校を出てきた方が、何らかの事情でそれは評価として社会的に認知されやすいとか、そういった部分のニーズはないのですか。少なくとも提案された人にはそういうような気持ちがあって提案されているわけではないのですか。

(事務局)

まず高等専門学校は、公立でなくても私立でも可能でございます。先程の資料3のところに、全国的にも(私立校が)ございます。

それで、提案されている方のニュアンスですけれども、元々の提案のニュアンスは、農業高等専門学校を是非作って欲しいというそこまでの言い方ではないのです。一つには農業の後継者を育成するためには農業高等専門学校ということを考えてはどうかという、文字面ではなかなかニュアンスは伝えづらいのですけれども、例え的な表現です。例えば、地元で実際にそういうものを作りたいとか、そういうニーズがあってこの提案をされているということではないのです。

(井上会長)

また、何かあればご意見をいただければと思います。この会議の後にでも、次回始まった段階でも結構です。

それでは、1件残している「(3) その他」ですが、どのくらい時間をかけますか。

(事務局)

5分くらいで。

「その他」ということで、議事ではないのですけれども、資料4について一言ご説明をさせていただきますと思います。

「移譲済み4事務関連項目等に係る提案検討事項について」です。

これは、今回ご審議をいただくという趣旨ではなくて、現在、道ではこういうことを検討しているということをあらかじめご説明申し上げたいということです。こういった案件は、今まで提案検討委員会で審議されたことが過去にないものですから、あらかじめこういうことも検討していますということを、事前に説明をさせていただきますということでございます。

概要のところに書いてございますけれども、国におきましては、道州制特別区域基本方針の計画期間が平成23年度で満了することから、今年の2月に計画期間を平成27年度まで延長をしました。

延長するに際して計画期間満了時の評価をしております。

この中で、「一部の権限の移譲にとどまる場合は、国と道へそれぞれ申請が必要となる場合があることが課題」と指摘をされております。これは、資料4の2、1番目の項目ですけれども、「商工会議所法に基づく定款変更の認可事務」で、全部が道にきているわけではなくて、項目によっては国が実施ということもあることが課題なのではないかということです。

また道は、道州制特別区域計画を今年3月に更新をしたということ、3月の提案検討委員会で報告をさせていただきました。更新する際にパブリックコメントを事前に実施しております。その中の意見で、これまで色々道州制特区推進法で移譲された事務が、事務の一部や特定分野に限定をされているものが多いのではないかとということで、更に関連する事務について一元化が必要ではないか、というご意見がございました。こういったご意見を受けて更新した道州制特別区域計画の中では、「既に移譲を受けた事務について、更なる利便性の向上を図るため、関連する事務の移譲について検討を進める」ということを盛り込んでおります。

したがって、これを受けまして道では、この移譲済み4事務の関連等につきまして検討しているということで、下の方に概要を書いております。

「商工会議所法に基づく定款変更の認可事務」は、一部道に移譲されたが国に残っている部分もあり、申請する方にとっては、国と道にそれぞれ申請が必要になる場合があるということで、道に一元化できないかということを検討しているということです。

ちなみに、下の方に(注)書きで、「国の自己仕分け」ということで、それぞれの省庁が、自らが所管する出先機関の事務・権限を「地方自治体に移譲するもの」と「国に残すもの」というように、色々区分をしており、この事務は一斉・一律に移譲するという整理になっております。

それから、「国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等を行う指定医療機関等の指定」は、既に児童福祉法・母子保健法・生活保護につきましては、道州制特区

推進法で既に道に移譲されています。それ以外のものについて、同じような法律で指定医療機関の指定をする事務もあるので、そういったものは類似ということで検討をしています。

それから、「調理師養成施設の指定と類似の事務」につきましても、道州制特区推進法に基づきまして調理師の養成施設の指定事務は道にきています。それ以外にも色々な、例えば保健師ですとか理学療法士・保育士等、色々な性格のものがたくさんあるのですけれども、同じようなもので受けられるものはないかということです。

鳥獣保護法の関係につきましても、危険猟法のうち、麻酔薬を使用した捕獲の許可権限は道に移譲されております。ほかにも危険猟法がありまして、爆発物とか劇薬などがありますので、そういったものについてはどうなのかという検討です。

最後は、HACCPの承認権限等です。これは、性格が上の4つとは違うのですけれども、平成16年に国に提案をした経緯がありまして、このときには国は移譲困難としていたのですけれども、その後先程の「国の自己仕分け」では、一斉・一律に移譲しても良いという整理がされていることから、こういったものについて検討しているということです。道州制特区計画を更新したときの課題になっていたものを庁内の検討しておりまして、庁内での検討が終了次第、議事としてご審議をいただきたいと考えてございます、という状況の報告です。

以上でございます。

(井上会長)

ただいま事務局から説明のあった「移譲済み4事務関係項目等に係る提案検討事項」につきましても、現在、道において関連部局との間で調整、検討に取り組んでおられるということでありました。今後、庁内の整理等をクリアした項目については、当委員会での審議事項として委員の皆さん方にも特区提案に向けた検討を行っていくということになりますので、よろしく願いいたします。

この種のものというのは、本来は手続きの中でやるべきというふうに思うのですが、これまで、どういうわけか提案は何度もしてきているけれども、移譲されてきて、期間が経っているものについての改めての評価というものは、特にこの委員会の場ではやったことがありませんでしたので、事務局でそれに気付かれて、今説明をしていただいたところでありませぬ。

また、結論が出た段階でその都度ここで説明していただければと思います。

そのほか、事務局から何かありますか。

(事務局)

次回の委員会の開催時期につきましては、事務局としましては、次回は1月下旬から2月中旬頃にと考えております。

後日、各委員の日程を確認させていただきたいと考えておりますので、よろしく願い

たします。議事につきましては、今日の議事にはなっておりませんでしたバイオマス関連項目、引き続き、観光振興分野の分野別審議等ということで考えてございますので、よろしくお願いいたします。

(井上会長)

そのほか、皆さん方の方で何かございませんか。

申し訳ありません。時間を15分オーバーしてしまいました。

本日は、これにて閉会にしたいと思います。

また、新規の案件が何件か上がってきているようですが、どうしても案件そのものが余り上がってきていない。今回の選挙の中身を論評するつもりはないのですが、やはり大きな流れとして道州制が一つの争点になってきているということ。私自身は、東京や大阪が考える道州制と北海道で考える道州制は違うのではないかというようなところもございます。基本的には、トップダウンということではなくてボトムアップの住民の参加型の道州制、主権在民、住民参加型の道州制ということを基本にこの委員会そのものが出発しております。やはり道民の皆さん方からの関心が薄れてしまわないようなかたちに持っていかなければならないので、様々なかたちで思われるところがあればご提案いただければと思います。

また、この議事の進め方についてもご意見等があれば、直接・間接言っていただければと思います。

時間をオーバーして誠に申し訳ありません。本日は、今年はこれで終わります。ご苦労さまでした。